

【ホームに入居した親の金銭管理について】

愛知学院大学法務支援センター特別教授・弁護士 國田 武二郎

Q：母が特別養護老人ホームに入居することになりました。しかし、母は
お金の管理はできません。年金の管理やホームへの使用料、日常的な
買い物等の支払はどうしたらよいでしょうか。

A：特別養護老人ホームに入所しても、自分で金銭の管理ができるのであ
れば、自分で預金通帳等を保管し、ホームの職員に頼んでお金を引き
出してもらってそのお金を使うことができますが、自分で管理できな
い場合は、誰かに管理をしてもらうしかありません。その方法として、
①本人の親族、知人等、信頼できる人に預金通帳等を預け、ホームか
らの請求に応じてお金を引き出して支払ってもらう方法、②ホームに
お金を預け、ホームから必要の都度、引き出して使ってもらう方法、
③市町村の社会福祉協議会が窓口となって実施する日常生活費につ
いての金銭管理サービス（日常生活自立支援事業）を利用する方法など
が考えられます。①～③の方法は、本人の意思に基づいて預けること
が必要であり、認知症等により本人の判断能力が失われている場合は、
本人を含めいかなる人も金銭管理を依頼することはできず、法定後見
人制度を利用しなければ、金銭管理を法的に正当な形で実施するこ
とはできません。また、①～③の場合でも、金銭管理が、適正に行われ
ている仕組みになっているかどうか確認する必要があります。①の場
合、信頼関係以外に管理の安全を保障する方法はないので、使い込ま
れてしまった場合、被害回復は困難であることを認識すべきです。そ
の点で、自己責任といっても過言ではありません。②の場合、ホーム
の管理体制として、i 預り金取扱規程が作成されているかどうか、ii

預る物は通帳と銀行印（キャッシュカードは預からない）、iii複数の職員が関与して管理を実施しているか否か（通帳と印鑑の保管責任者が別になっている等）、iv利用者個別の金銭出納帳が作成されているかどうか、V本人（あるいは本人が指定する者）への定期的報告（金銭出納帳に通帳の写し、領収書等を添付）がされているかどうか、等を確認してみるとよいと思います。特に、ホームが金銭管理をすることについて、手数料を徴収する場合は、手数料の明確化とともに、管理体制についてきちんと説明を受ける必要があります。③については、社会福祉協議会に問い合わせて、相談にしてみると良いでしょう。相談は、無料ですが、金銭管理等のサービスを利用する場合、利用料がかかると思われます。